平成２２年（フ）第１８５８号
京都府城陽市長池北清水100番地の35、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂36番地の12
債務者　西山　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５４号
京都市山科区北花山西ノ野町３番地１　第52長栄ビューハイツ京都山科317
債務者　中田　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８７号
京都市北区大将軍東鷹司町81番地
債務者　フレンチローズこと　本城　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８８号
京都市北区大将軍東鷹司町81番地
債務者　本城　昌美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２０号
京都市下京区加茂川筋正面上る平岡町377番地
債務者　玉段　宏子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
京都市山科区安朱東海道町７番地２　タウニー上田103号
債務者　森本　容子（債務発生時の姓満薗）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
京都市下京区西木屋町上ノ口下る梅湊町95朝日プラザ高瀬川1112号室、住民票上の住所京都市下京区堺町通五条上る俵屋町225番地６
債務者　吉田さと子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６１号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目56番地の６
債務者　酒井　良子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６３号
兵庫県神戸市東灘区深江南町１丁目６番２号
債務者　吉平麻奈美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４６号
奈良県生駒市高山町6051番地
債務者　藤田　和美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６９８号
奈良市右京２丁目２番地　平城第２団地63―202
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
広島県呉市苗代町327番地の２
債務者　飯原　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第７号
広島県江田島市江田島町小用２丁目10番２号
債務者　鍵井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５７２号
徳島県板野郡北島町新喜来字中竿40番地５グリーンタウン高橋邸、旧住所徳島県板野郡北島町太郎八須字外開２番地92
債務者　古森千栄子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４８号
愛媛県松山市中須賀２丁目１番12号
債務者　松本　誠治
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
愛媛県東温市志津川393番地５　レジデンスマーズ102号、住民票上の住所愛媛県東温市志津川393番地５　レジデンスマーズ101号
債務者　塩田　拓美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲358番地３
債務者　日野　和雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　松山地方裁判所